

特定非営利活動法人いざなみ定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人いざなみという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を岡山県高梁市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、高梁地域及びその周辺住民に対して、相談窓口、地域支援、観光支援、文化の維持・推進、高齢者支援、障害者支援、空き家支援、同目的を持つ団体支援に関する事業を行い、地域支援活動への理解と普及・推進を目指した活動と共に、高梁地域住民が安心し、活気ある充実した地域の実現に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) まちづくりの推進を図る活動
- (2) 情報化社会の発展を図る活動
- (3) 経済活動の活性化を図る活動
- (4) 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
- (5) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (6) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (7) 社会教育の推進を図る活動
- (8) 環境の保全を図る活動
- (9) 地域安全活動
- (10) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (11) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- (12) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (13) 国際協力の活動
- (14) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係る事業

- ① 地域の拠点運営、ネットワーク事業
- ② 暮らしのサポート事業
- ③ 地域活動支援事業
- ④ 野生鳥獣の活用、普及事業
- ⑤ 観光振興を行う事業
- ⑥ その他、この法人の目的を達成する為の事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業に賛助するため入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとする者は、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項の者の入会を認めないとときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(拠出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上5人以内
 - (2) 監事 1人以上2人以内
- 2 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業

務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
- 3 第1項の規定にかかわらず、任期満了前に、就任後2事業年度が終了した後の総会において後任の役員が選任された場合には、当該総会が終結するまでを任期とする。
- 4 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 5 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関して必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第20条 この法人に、事務局長その他の職員を置く事が出来る。

- 2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業報告及び活動決算
- (5) 役員の選任又は解任、職務及び報酬

(開催)

第24条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

- 2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも総会の日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第27条、前条第2項、次条第1項第2号及び第51条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

- (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名、押印しなければならない。
- 3 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 総会があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (2) 入会金及び会費の額
- (3) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第50条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (4) 事務局の組織及び運営
- (5) その他運営に関する重要事項
- (6) 総会に付議すべき事項
- (7) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (8) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招

集の請求があったとき。

- (3) 第15条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも理事会の日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条第2項及び次条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者又は電磁的方法による表決者にあっては、その旨を付記すること。）

- (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名、押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の時の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第40条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第43条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計とする。

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第46条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第47条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第48条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第49条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第50条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第51条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類

- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る。）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（定数に係るものを除く。）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る。）
- (10) 定款の変更に関する事項

（解散）

第52条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

（残余財産の帰属）

第53条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残余する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会の議決により選任された者に譲渡するものとする。

（合併）

第54条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

（公告の方法）

第55条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

第10章 雜 則

(細則)

第56条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	門田 哲史
副理事長	香川 良輔
理事	宮本 昭則
理事	楳井 誠
監事	畠 梨香

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から令和8年5月31日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第49条の規定にかかわらず、成立の日から令和7年3月31日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員入会金	10,000円
正会員会費	10,000円（1年間分）
(2) 賛助会員入会金	3,000円
賛助会員会費	3,000円（1口）

(縦覧用)

役 員 名 簿

特定非営利活動法人いざなみ

No.	役職名	フリガナ 氏 名	住 所 又 は 居 所	報酬の有無
1	理事長	モンデン 門田 哲史	非公表	
2	副理事長	カガワ 香川 良輔	非公表	
3	理 事	ミヤモト 宮本 昭則	非公表	
4	同	マキ イ 槇井 誠	非公表	
5	監 事	ハタ 畠 梨香	非公表	

設立趣旨書

1 趣旨

岡山県高梁地域は、一級河川高梁川、天空の城と呼ばれる松山城、美しい雲海、日本唯一のベンガラの町吹屋、伝統芸能の備中神楽等があり、歴史的、文化的に素晴らしい地域である。

しかし、現在、若者の人口流出による経済規模の縮小、介護者不足、文化後継者不足、自治体サービスや産業、事業の廃業・撤退による地域活性化低下、空き家問題等さまざまな問題に直面している。一方で、地域住民の生活、社会問題の相談、要望等も多くある中、個々で出来る事への限界を感じているのが現状である。

そこで、この度「地域活性」「文化」「介護・福祉」「教育」「獵師」等、長年の経験や知識を持った人材が発起人として集まった。地域の枠組みの中でより一層、地域住民への生活、社会問題等、個々に対しての行き届いた密な連携を図り、各専門家、事業所、企業へ繋げ、地域支援の輪を広げて行く。そして、地域の社会、文化的側面を継承、活性化させ、その地に暮らす人々の意欲向上の一助となり、持続的な発展を目指して行く。そのため、福祉支援事業、地域活性化等、大きな課題に対し、個々で出来る範囲を超えて、行政と連携することで、よりよい地域循環を可能にすると考え、NPO法人を設立することにした。

2 申請に至るまでの経過

以前より、地域で活動、相談を行っていた有志10名が集まり、
平成29年6月 鳥獣解体処理施設「三参会」を設立・建設
令和4年9月 地産地消の製品を作成・販売開始
令和4年8月 NPO法人あかりを視察
令和5年1月 会員間での設立の意思確認
令和5年6月 学校法人方谷學舎の中に備中神楽の指導教室を開設
令和6年2月 学校法人方谷學舎と共同開発した地産地消品で東北地震のチャリティー活動
令和6年6月 設立総会開催

令和 6年 6月 19日

特定非営利活動法人いざなみ
設立（代表）者 住所又は居所 岡山県倉敷市亀島1丁目
33番18号
氏名 門田 哲史

令和6年度事業計画書

法人成立の日から令和7年3月31日まで

特定非営利活動法人いざなみ

1 事業実施の方針

高梁地域、その周辺住民の日常生活における社会的、日常的な問題に対し、相談窓口や情報提供、交流の場を構築する。また、地域共生型のネットワークを通して地域住民、企業、事業所、行政等と連携、協働し、情報、福祉、環境、まちづくり等に関する事業を行い、福祉の向上や、地域活性化を支援、推進する活動を行う。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	事業内容	実施予定期時	実施予定場所	従事者の予定人数	受益対象者の範囲及び予定人数	支出見込額(千円)
地域の拠点運営、ネットワーク事業	日常問題を抱える住民の相談窓口、情報交換、交流促進活動	随時	高梁市内	3人	高梁市民 他多数	550
暮らしのサポート事業	有資格者による福祉相談窓口、生活支援活動	随時	高梁市内	10人	高梁市民 他多数	900
地域活動支援事業	空き家情報の管理、活用	随時	高梁市内	8人	高梁市民 他多数	1300
	子ども食堂	週1回	高梁市内	2人	高梁市民 他多数	30

野生鳥獣の活用、普及事業	解体処理施設の管理運営	随時	高梁市内	3人	高梁市民 約20人	28
	食肉や加工品の開発、販路開発	随時	高梁市内	4人	高梁市民 他多数	180
観光振興を行う事業	地域特産品の開発、アピール活動	随時	高梁市内	3人	高梁市民 生産者 他多数	20
	成羽神楽の普及活動	随時	高梁市内	3人	高梁市来 訪者 他多数	0
その他、この法人の目的を達成する為の事業	未定	実施予定無し				

令和7年度事業計画書

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

特定非営利活動法人いざなみ

1 事業実施の方針

高梁地域、その周辺住民の日常生活における社会的、日常的な問題に対し、相談窓口や情報提供、交流の場を構築する。また、地域共生型のネットワークを通して地域住民、企業、事業所、行政等と連携、協働し、情報、福祉、環境、まちづくり等に関する事業を行い、福祉の向上や、地域活性化を支援、推進する活動を行う。

さらに、地域の人々が安心、安全に暮らせる地域づくりを通じて広く公益、福祉の増進に努める活動を行う。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	事業内容	実施予定期時	実施予定場所	従事者の予定人数	受益対象者の範囲及び予定人数	支出見込額(千円)
地域の拠点運営、ネットワーク事業	日常問題を抱える住民の相談窓口、情報交換、交流促進活動	随時	高梁市内	3人	高梁市民 他多数	400
暮らしのサポート事業	有資格者による福祉相談窓口、生活支援活動	随時	高梁市内	10人	高梁市民 他多数	2000
地域活動支援事業	空き家情報の管理、活用	随時	高梁市内	8人	高梁市民 他多数	1262

	子ども食堂	週1回	高梁市内	2人	高梁市民 他多数	240
野生鳥獣の活用、普及事業	解体処理施設の管理運営	随時	高梁市内	3人	高梁市民 約20人	56
	食肉や加工品の開発、販路開発	随時	高梁市内	4人	高梁市民 他多数	230
観光振興を行う事業	地域特産品の開発、アピール活動	随時	高梁市内	3人	高梁市民 生産者 他多数	42
	成羽神楽の普及活動	随時	高梁市内	3人	高梁市 来訪者 他多数	0
その他、この法人の目的を達成する為の事業	未定	実施予定無し				

設立当初の事業年度 活動予算書

法人成立の日から令和7年3月31日まで

特定非営利活動法人いざなみ

(単位:円)

科 目	金額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
受取入会金	110,000		
正会員受取会費	110,000	220,000	
2. 受取寄付金			
受取寄付金	200,000	200,000	
3. 事業収益			
事業収益	4,050,000	4,050,000	
4. その他収益			
受取利息	10	10	
経常収益計			4,470,010
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給与手当	600,000		
人件費計	600,000		
(2) その他経費			
印刷製本費	100,000		
通信費	92,000		
旅費交通費	30,000		
車両費	30,000		
営業活動費	100,000		
広告宣伝費	10,000		
消耗品費	530,000		
事務用品費	20,000		
リース料	448,000		
水道光熱費	140,000		
地代家賃	600,000		
保険料	8,500		
支払手数料	300,000		
その他経費計	2,408,500		
事業費計		3,008,500	
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	600,000		
法定福利費	140,000		
人件費計	740,000		
(2) その他経費			
消耗品費	20,000		
地代家賃	660,000		
その他経費計	680,000		
管理費計		1,420,000	
経常費用計			4,428,500
当期正味財産増減額			41,510
設立時正味財産額			0
次期繰越正味財産額			41,510

令和7年度 活動予算書
令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

特定非営利活動法人いざなみ
(単位:円)

科 目	金額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
受取入会金	10,000		
正会員受取会費	110,000	120,000	
2. 受取寄付金			
受取寄付金	200,000	200,000	
3. 事業収益			
事業収益	6,000,000	6,000,000	
4. その他収益			
受取利息	10	10	
経常収益計			6,320,010
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給与手当	1,200,000		
人件費計	1,200,000		
(2) その他経費			
印刷製本費	100,000		
通信費	92,000		
旅費交通費	30,000		
車両費	30,000		
営業活動費	200,000		
広告宣伝費	10,000		
消耗品費	1,050,000		
事務用品費	40,000		
リース料	448,000		
水道光熱費	180,000		
地代家賃	600,000		
保険料	8,500		
支払手数料	242,000		
その他経費計	3,030,500		
事業費計			4,230,500
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	600,000		
法廷福利費	140,000		
人件費計	740,000		
(2) その他経費			
消耗品費	20,000		
地代家賃	660,000		
その他経費計	680,000		
管理費計			1,420,000
経常費用計			5,650,500
当期正味財産増減額			669,510
前期繰越正味財産額			41,510
次期繰越正味財産額			711,020